

三重県自動車税種別割納税通知書封筒広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県（以下「県」という。）が送付する自動車税種別割納税通知書封筒（以下「封筒」という。）への広告掲載を適正に行うため、三重県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県が送付する封筒とは、自動車税種別割課税対象者へ納税通知書を送付するために使用する定形内封筒をいう。
- (2) 広告掲載とは、封筒の所定の位置に印刷するものをいう。

(広告の規格等)

第3条 要綱第4条に規定する広告の位置、枠数及び規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の位置 封筒の所定の位置
- (2) 枠数 1枠
- (3) 大きさ 縦 3cm、横 17cm
- (4) 色 2色（緑・赤）

(広告の募集方法)

第4条 要綱第6条の規定による広告の募集方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 募集方法は、原則として県のホームページにおいて公募するものとする。
- (2) 広告の掲載を希望する者は、三重県自動車税種別割納税通知書封筒広告掲載申込書（様式第1号）により、県に申し込むものとする。
- (3) 封筒広告の最低申込価格については、別に定める。

(広告掲載の決定及び承諾)

第5条 県は、最低申込価格以上で申し込みのあったものの申込価格で最も高い者から順に第8条に定める三重県自動車税種別割納税通知書封筒広告掲載審査会（以下「審査会」）で次の各号について審査のうえ、適当と認められた者の広告の掲載を決定する。

なお、審査会で適当と認められた広告主候補者が複数ある場合は抽選により決定する。

- (1) 要綱第3条に違反しないこと
- (2) 封筒に掲載する広告として不適当でないこと

- 2 県は前項の規定により広告掲載を決定したときは、三重県自動車税種別割納税通知書封筒広告掲載（不掲載）通知書（様式第2号）により広告主候補者に通知する。なお、広告不掲載の決定についても同様式により通知する。
- 3 前項の規定による広告掲載の通知を受けた広告主候補者は、県が指定する期限までに、三重県自動車税種別割納税通知書封筒広告掲載承諾書（様式第3号）を県に提出するものとする。

（広告の掲載料）

- 第6条 広告の掲載料は、広告の印刷経費を含めて、広告主として決定されたものの申込価格とする。
- 2 広告主は、前項の規定による広告の掲載料を、県が指定した日までに、県が発行する納入通知書により一括して前納するものとする。ただし、特別な理由があると県が認める場合は、この限りではない。
 - 3 県の責により広告掲載を取り消した場合を除き、広告の掲載料は返還しない。
 - 4 前項の規定により返還する広告の掲載料には、利子を付さない。

（広告原稿の作成）

- 第7条 広告主は別に定める日までに県に広告の原稿を提出しなければならない。また、広告のほか、次の事項について表示しなければならない。
- （1）広告主及び広告主への連絡先を明確にしなければならない。
 - （2）広告の上部に縦0.5cm×横1.0cm以上の大きさに「広告」と表示しなければならない。
- 2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。
 - 3 県は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が、第3条及び要綱第3条の規定に違反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。
 - 4 広告主が前項の規定による修正の求めに応じない場合、県は広告掲載の決定を取り消すことができる。

（審査会）

- 第8条 要綱第11条の規定により、封筒に掲載する広告の可否を審査するため、審査会を設ける。
- 2 審査会は別表のとおり委員長及び委員をもって構成する。
 - 3 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ当該広告に関する事務を所掌する課等に意見を求めることができる。
 - 4 委員長は、必要と認めるときは、当該広告に関する事務を所掌する課等の長を臨時委員に指名することができる。
 - 5 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

- 6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 7 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 8 審査会は委員長が召集する。なお、開催方法については、個別に意見照会を行うことで、当該構成員全員の同意が得られる場合は、その他の方法によることができるものとする。
- 9 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 10 委員長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第9条 審査会の事務局は、総務部税務企画課に置く。

(協議)

第10条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第11条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、津地方裁判所に提訴するものとする。

附則

- 1 この要領は平成19年11月1日から施行する。
- 2 三重県納税通知書用封筒広告掲載要領(平成18年11月29日施行)は廃止する。
- 3 平成30年12月12日改正
- 4 令和元年5月22日改正
- 5 令和2年12月23日改正
- 6 令和5年12月18日改正
- 7 令和7年2月7日改正

別表（第8条関係）

委員長	総務部税務企画課長
委員	総務部広聴広報課長
	総務部法務・文書課長
	総務部税収確保課長
	自動車税事務所長
	環境生活部人権課長
	教育委員会事務局教育総務課長

様式第 1 号

三重県自動車税種別割納税通知書封筒広告掲載申込書

年 月 日

三重県知事あて

申込者 住所
氏名

(団体にあつては、事業所の所在地、
名称及び代表者の氏名を記入して
ください。)

年度自動車税種別割納税通知書封筒に広告を掲載したいので下記のとおり申し
込みます。

申込みにあつては、三重県広告掲載要綱及び三重県自動車税種別割納税通知書封筒
広告掲載要領の内容を遵守します。

記

1. 広告内容

※広告の内容は、申込時点での予定内容(別紙可)を記入してください。

2. 申込価格

円 (消費税及び地方消費税含む)

3. 連絡先

担当者氏名

電話・FAX

4. 添付書類

(1)申込者の事業内容がわかる資料

(2)消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3未納税額のない証明書
用)」(税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し

(3)三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書(三重
県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し

様式第2号

三重県自動車税種別割納税通知書封筒広告掲載（不掲載）通知書

総務 第 号
年 月 日

様

三重県知事 ○○ ○○

年度三重県自動車税種別割納税通知書封筒への広告掲載は、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 広告掲載の可否

(掲載しない理由)

2. 掲載料 円

様式第3号

三重県自動車税種別割納税通知書封筒広告掲載承諾書

年 月 日

三重県知事 へ

申込者 住所

氏名

年 月 日付け総務第 号で通知のあった 年度三重県自動車
税種別割納税通知書封筒への広告掲載について、下記のとおり承諾します。

記

掲載料 円